

伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施に当たり、事業者による適切な情報公開及び地域住民等との対話を通じて相互理解を深め、地域社会との十分な合意形成を図り、もって良好な環境の維持及び地域との調和のとれた共生に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱を除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電施設設置事業 太陽光発電施設を設置（増設を含む。）する事業をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者並びに保守点検及び維持管理を行う者をいう。
- (4) 地域住民等 事業を行う区域及びその周辺（以下この号において「事業区域等」という。）に居住し、又は事業区域等にある土地若しくは建物を所有し、若しくは利用する者、自治会等の地域団体その他市長が必要と認める者をいう。

（対象施設）

第3条 この条例の対象となる太陽光発電施設設置事業は、出力10kw以上の太陽光発電施設とする。ただし、太陽光発電施設設置事業区域の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者又はその密接関係者が実施する場所がある場合は、それらの出力の値を合算したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる太陽光発電施設に係るものは対象にしない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面及び事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設
- (2) 国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、地域住民等に対し必要な助言、情報提供、関係機関との連携を行わなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、地域住民等に対し事業に関する事項を誠実かつ詳細に説明し、良好な関係の構築に努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電施設の運用開始後も当該施設の適正管理、事故又は災害時の迅速な対応及び地域住民等への情報提供を継続しなければならない。
- 4 事業者は、事業の開始から撤去及び廃棄に至るまでの長期的な見通しをもって事業を計画し、将来にわたり生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、説明会を開催する60日前までに太陽光発電施設設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出て協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議内容について、地域住民等に情報提供することができる。

(説明会の開催)

第7条 事業者は、地域住民等に対し第5条第2項の規定に係る説明会（以下「説明会」という。）を開催し、事業計画の理解の促進及び対話の機会の確保を図らなければならない。

- 2 事業者は、説明会において地域住民等に対し、質問及び意見を述べる機会を確保し、その質問及び意見に対し、誠実に回答しなければならない。
- 3 地域住民等に対して、説明会を開催する14日前までに通知しなければならない。
- 4 説明会において説明しなければいけない事項は規則に定める。

(結果報告)

第8条 事業者は、説明会において提出された意見及び質問並びにこれらに対する回答を取りまとめ、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、個人情報保護等に配慮した上で、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 3 地域住民等は、前項の公表内容に事実と異なる記載があると認めるときは、公表の日から30日以内に理由を付して市長及び事業者に申し出ることができる。
- 4 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して地域住民等への説明又は資料の提出をするよう求めることができる。
- 5 事業者は、第1項に規定する報告書に訂正が必要なときは、市長に対して訂正された

報告書の提出をしなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、事業者が正当な理由なく、この条例に基づく手続を行わず、又は市長の求めに応じないと認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。